

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第4条の規定に基づき公告します。

2026年（令和8年） 5月 14日

藤沢市長

鈴木恒夫

1 総合評価競争入札

この入札は、総合評価方式により落札者を決定する「総合評価一般競争入札（簡易型）」です。

2 入札に付する事項

- (1) 契約番号 第150800029号
- (2) 委託名称 路面下空洞調査委託
- (3) 業務場所 藤沢市内一円
- (4) 業務概要 空洞探査 車道 路線延長 L=87 km
探査延長 L=152 km
- (5) 発注種目 道路
- (6) しゅん工期限 2027年（令和9年）1月29日（金）
- (7) 設計金額 事前公表はありません。

3 入札参加資格

次の(1)に掲げる要件をすべて満たし、かつ、(2)の手続きにより入札参加資格確認通知（以下「確認通知」という。）を受けた者であることを要します。

(1) 参加資格者の要件

ア この公告の日の前日において、かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）令和7・8年度競争入札参加資格者認定（以下「認定」という。）の認定営業種目について、道路で藤沢市長から有効期間内の認定を受けていること。

イ この公告の日において、藤沢市税に滞納がないこと。

ウ 自社に属する者で、次のいずれかの資格を有する者を管理技術者として配置できること。

- ・技術士 【建設部門】（土質及び基礎）又は（道路）

（技術士法に基づく登録を行っていること。）

- ・技術士 【総合技術監理部門】（建設-土質及び基礎）又は（建設-道路）

（技術士法に基づく登録を行っていること。）

- ・RCCM(ビルコンサルテイングマネージャ) 【土質及び基礎】 又は 【道路】

（登録証書の交付を受けていること。）

エ 自社に属する者で、次のいずれかの資格を有する者を照査技術者として配置できること。

- ・技術士 【建設部門】（土質及び基礎）又は（道路）

（技術士法に基づく登録を行っていること。）

- ・技術士 【総合技術監理部門】（建設-土質及び基礎）又は（建設-道路）

（技術士法に基づく登録を行っていること。）

- ・RCCM(ビルコンサルテイングマネージャ) 【土質及び基礎】 又は 【道路】

（登録証書の交付を受けていること。）

※管理技術者と照査技術者は兼務不可。

オ この公告の日において、本市の指名停止を受けていないこと。

ただし、この公告の日から落札者の決定日までの間に本市の指名停止を受けた場合は、参加資格を取り消します。

カ この公告の日において、更生手続開始の申立て及び再生手続開始の申立てがないこと、又は更生手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けて藤沢市長から再度認定されていること。

ただし、この公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該申立てがあった者については、参加資格を取り消します。

キ この公告の日において、個人にあっては、藤沢市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条に規定する暴力団員等ではないこと。法人に

あつては、暴力団経営支配法人等ではないこと。

ただし、この公告の日以後から落札者の決定日までの間に当該事実が判明した場合については、参加資格を取り消します。

(2) 入札参加申請

ア 提出書類及び申請方法

(ア) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

申請書を受付期間内に、システムにより提出してください。

受付期間は、2026年（令和8年）5月14日（木）午前10時00分から同年5月26日（火）午後1時までです。

「5(1)イの「簡易な業務計画（様式1）」の電子データをファイル添付してください。

(イ) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請調書（以下「調書等」という。）

参加資格要件の確認に必要な書類として、調書等を提出期間内に、「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法により郵送してください（持参不可）。

なお、調書等に記載した内容を確認できる書類の写し等を必ず添付してください。また、調書等の様式については、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該委託に係る添付書類を参照してください。

提出期間は、2026年（令和8年）5月14日（木）から同年5月26日（火）までです（必着）。

宛先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所財務部契約課

イ 入札参加資格確認の通知

2026年（令和8年）6月1日（月）午後1時までに、申請者のうち入札参加資格を有する者に競争参加資格確認通知書をシステムにより発行します。

なお、入札参加資格のない者には、その旨の通知書をシステムにより発行します。

4 設計図書に関する事項

入札参加資格の確認申請をしようとする者又は同申請をした者は、当該委託に係る設計図書をダウンロード又は閲覧の方法により、委託業務の内容を確認してください。

(1) ダウンロードする場合

2026年（令和8年）5月14日（木）から同年6月4日（木）までに、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該委託に係る添付書類からダウンロードしてください。

(2) 閲覧する場合

2026年（令和8年）5月14日（木）から同年6月4日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（初日は午前10時から最終日は正午まで）に、契約課で閲覧する（コピー不可）。

(3) 設計図書等に関する質問

任意の書式により、2026年（令和8年）5月26日（火）午後1時までに、契約課に連絡のうえFAXにて提出してください。同年6月1日（月）午後1時までに、回答書を競争参加資格確認通知書に添付して発行します。

5 技術資料の提出

技術的要素の評価に必要な書類として、次の(1)に掲げる技術資料を提出してください。

なお、技術資料を指定された提出方法により提出期間内に提出しなかった者は、失格とします。

(1) 技術資料の内容

ア 技術資料表紙

イ 簡易な業務計画（様式1）

ウ 企業の技術的能力（様式2）

上記書類の様式については、システムの「入札情報サービスシステム」中、藤沢市入札公告案件一覧の当該委託に係る添付書類を参照してください。

なお、技術資料に記載した内容を確認できる書類の写し等を必ず添付してください。

(2) 提出期間及び提出方法等

2026年（令和8年）5月14日（木）から同年5月26日（火）まで（必

着)に「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかの方法により郵送してください(持参不可)。

宛先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所財務部契約課

なお、技術資料のうち「簡易な業務計画(様式1)」については、書類の郵送及びシステムにおける電子データのファイル添付の両方による提出が必要です。郵送により提出するものと同じの内容の電子データ(ファイル形式については電子入札運用基準に該当するものに限り、)を、3の(2)アに示した申請書の受付期間内に、申請書にファイル添付の上、システムにより提出してください。

宛先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所財務部契約課

(3) 注意事項

ア 様式の欄に記載すべき該当事項がない場合であっても、斜線若しくはその旨を記載し、すべての書類を必ず提出してください。

イ 提出された書類の変更は認められません。

ウ 技術資料の作成及び提出等に要する一切の費用は、提出者の負担とします。また、提出された書類の返却は行いません。

エ 虚偽記載等の行為があった場合には、入札の無効に該当するほか、指名停止措置、契約後であった場合には契約の解除を行うことがあります。

(4) 記載要領

技術資料として提出する書類については、別表1(技術資料記載要領)に掲げる評価種別に応じた記載要領に留意の上記載してください。

なお、無記載のもの、記載要領に反したもの及び無関係な記載のみのもの等不適切な内容の場合は、技術資料の要求要件を満たしていないと判断し、失格とします。

6 入札方法等

(1) この入札は、システムを利用して行う「電子入札」の方法により執行しますので、入札書を受付期間内に、システムにより提出してください。また、執行にあたっては、電子入札運用基準に基づき行います。

(2) 入札書を受付期間は、2026年(令和8年)6月1日(月)午後1時から同年6月4日(木)正午までです。辞退をする場合は、辞退届をシステムによ

り提出してください。（理由も入力してください。）

- (3) 入札の執行回数は、原則1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内(最低制限価格以上)の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合はシステムにより再入札通知書を発行します。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。再度入札の入札書締切日時等は再入札通知書に記載します。
- (4) 落札金額の決定にあたっては、入札金額に消費税額及び地方消費税額に相当する金額を加算した金額を落札金額としますので、入札金額は、消費税額及び地方消費税額に相当する金額を含まない金額とします。
- (5) 指定された入札方法以外の方法で提出されたものは、無効とします。また、入札書の受付締切日時までに入札書が未到達（不着）の場合は、辞退と同様の取扱いとします。
- (6) 入札参加者が入札書の提出後に入札の辞退をしようとする場合は、開札予定日時までに、書面による辞退届を藤沢市財務部契約課へ提出してください。

7 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設けますので、この価格に満たない価格の入札をした者は、失格とします。

8 開札予定の日時及び場所

2026年（令和8年）6月4日（木）午後2時00分に藤沢市役所契約課において開札します。

開札時間については変更となる場合があります。

9 落札保留

開札後直ちに落札決定をせず、落札を保留し、電子入札システム中、保留通知書に落札保留した旨と予定価格及び最低制限価格（税抜）を明示しますので確認してください。

10 総合評価に関する事項

総合評価の項目及び落札者の決定方法等（落札者決定基準等）は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 評価項目、評価基準及び配点（以下「評価基準等」という。）

提出された技術資料について、別表2（評価項目・配点表）に掲げる評価項

目に応じた評価基準等に基づき評価点（以下「加算点」という。）を算出します。

なお、加算点の最高点は9点とします。

(2) 総合評価の方法は、標準点（100点）と(1)により算出された加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（消費税額及び地方消費税額に相当する金額を除く。以下この号において同じ。）で除した後、100万を乗じて得られた数値（小数点第4位までを有効桁数とし、第5位以下を切り捨てます。以下「評価値」という。）をもって行います。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格×1,000,000（小数点第4位まで）

ただし、無効又は失格及び予定価格を超えた入札に関しては、加算点及び評価値の算出を行いません。

11 落札決定に関する事項

(1) 落札候補者の決定

次に掲げる要件をすべて満たす入札参加者のうち、10(2)により算出された評価値の最も高い者を落札候補者とします。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。（くじの方法は、その都度決定します。）

ア 入札価格が、予定価格の制限の範囲内にあること。

イ 入札価格が、最低制限価格以上であること。

ウ この公告に示した入札参加資格に掲げる要件をすべて満たしていること。

(2) 落札者の決定

落札者については、藤沢市公共工事等総合評価審査委員会による審査の上決定します。

なお、決定の内容については、各入札参加者に対してシステムにより通知します。

12 技術的要素に係る履行の担保措置

この入札においては、落札者が提示した技術的要素はすべて契約内容となるため、落札者の責によりその内容（以下「契約性能等」という。）が履行できなかった場合については、次に掲げる区分に応じた措置を行います。

なお、契約性能等に係る設計変更等は原則として行いません。

(1) 契約性能等を満たしていることをすべて確認できない場合

契約性能等についての履行義務は、委託業務の完了後においても引き続き存続します。

(2) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施行が困難である場合

契約性能等に対する履行状況が特に悪質と認められる場合には、指名停止措置、契約金額の減額変更、損害賠償請求等を行います。

(3) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施行が可能な場合

特記仕様書第9条のとおり再度の施行を要します。

13 評価結果の公表

総合評価の結果については、落札者の決定後、落札結果とともに次に掲げる事項をシステムにより公表します。

- (1) 入札参加者
- (2) 予定価格、最低制限価格及び入札価格
- (3) 加算点の内訳、技術評価点
- (4) 評価値
- (5) 無効又は失格であった場合の理由

14 苦情申し立て

評価結果に対して不服がある入札参加者は、次のとおり説明を求めることができます。

ただし、苦情申し立ては、この入札に係る契約事務の執行を妨げるものではありません。

(1) 提出先

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所

藤沢市財務部契約課 工事契約担当

(2) 申し立ての期間及び方法

評価結果の公表の日から起算して14日以内（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで）に、苦情申し立ての書面を持参してください。

(3) 評価結果の説明

苦情申し立てに対しては、書面の提出があった日から起算して7日以内に回答します。

15 入札の無効

この公告に示した入札参加資格に掲げる要件を満たさない者の行った入札、申請書及び調書等に虚偽の記載をした者の行った入札、システムの利用規約及び藤沢市契約規則に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

16 入札保証金及び契約の履行保証等

- (1) 入札保証金の必要な者には、別途通知します。
- (2) 契約の履行保証として、契約保証金（契約金額の10分の1以上の金銭的保証）の納付を要する者には別途通知します。
- (3) この入札に付する当該委託に係る契約不適合責任期間は、設計図書記載のとおりとします。

17 契約手続について

契約の締結に当たっては、契約書の作成が必要となります。落札決定後、落札者は速やかに契約課で手続をおこなってください。原則として電子契約サービスを利用した契約締結とします。

ただし、必要時期までに契約締結手続きが完了しない場合、電子契約ができない場合があります。

なお、電子契約によらない契約書の作成に要する費用は、落札者の負担となります。

18 前払金及び部分払金

前払金の額は、契約金額の10分の3以内で、200,000,000円を限度とし、部分払の回数は、契約金額が10,000,000円未満は1回、10,000,000円以上は3回を1会計年度においての限度とします。

ただし、前払金は、契約金額が3,000,000円未満、又は履行期間が40日以内の場合、部分払は、契約金額が3,000,000円未満の場合は、請求することができません。

19 談合情報等

この入札において、談合その他不正行為に関する情報があつた場合には、入札

の執行を中止し、又は事前抽選くじ入札（入札執行前に抽選をすることにより入札参加者を減じ、その後に行う入札）とすることがあります。

なお、抽選方法等については、その都度決定します。

20 その他

(1) 入札の中止等について

談合その他不正行為に関する情報やその他特別な事情により、この入札を中止又は延期することがありますが、この場合に申請者が受けた損失につきましては、本市は一切の補償を行いません。

(2) かながわ電子入札共同システムのシステム改修等により、申請や入札等が出来なくなる場合もありますのでご注意ください。日程等に変更が生じた場合は、同システムインフォメーションにおいて通知します。

(3) この公告に定めるもののほか入札方法等については、システムの利用規約、電子入札運用基準、藤沢市契約規則及び関係要綱・要領に定めるところによります。

(4) この入札の落札者は、他の総合評価競争入札の落札者にならない場合があります。

(5) この公告についての問い合わせ先

藤沢市財務部契約課 工事契約担当

電話番号 0466(22)1125

FAX番号 0466(50)8406

以 上